

練馬区がん検診・生活習慣病対策検討委員会設置要綱

平成 22 年 1 月 6 日
21 練 健 健 第 1470 号

(設置)

第 1 条 練馬区が行うがん検診・各種健康診査等の実施方法や精度管理のあり方等について、専門的見地から評価・分析を行うとともに、有効な受診率向上施策を検討するため、練馬区がん検診・生活習慣病対策検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(検討事項)

第 2 条 委員会では、つぎに掲げる事項について検討し、その結果を区長へ報告する。

- (1) がん検診や各種健康診査の実施方法や精度管理のあり方に関する事項
- (2) がん検診や各種健康診査の受診率向上に資する事項
- (3) がん予防重点健康教育及びがん検診実施のための指針（平成 20 年 3 月 31 日健発第 0331058 号厚生労働省健康局長通知）に基づき、胃内視鏡検診の実施について、胃内視鏡検診運営委員会として検討するつぎに掲げる事項

ア 検診の対象

イ 検診の実施方法

ウ 検査医の認定

エ 読影委員会によるダブルチェックの運用方法

オ 研修会の開催

カ 偶発症対策

キ 検診データベース管理

- (4) 前 3 号に掲げるもののほか、区長が必要と認める事項

(構成)

第 3 条 委員会の委員は、つぎの各号に掲げる者とし、区長が委嘱し、または任命する。

- | | |
|-----------------------------|-------|
| (1) 学識経験者 | 3 名 |
| (2) 練馬区医師会から推薦を受けた者 | 2 名 |
| (3) 練馬光が丘病院から推薦を受けた者 | 1 名 |
| (4) 順天堂大学医学部附属練馬病院から推薦を受けた者 | 1 名 |
| (5) 練馬総合病院から推薦を受けた者 | 1 名 |
| (6) 別表に掲げる職にある者 | 8 名以下 |

- 2 前項の規定にかかわらず、区長は、必要と認める者を委員に充てることができる。

(委員の任期)

第 4 条 委員の任期は、委嘱の日から当該委嘱の日の属する年度の翌年度の末日までとし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第 5 条 委員会に委員長を置く。

- 2 委員長は、委員の互選により決定する。
- 3 委員長は、委員会を代表し、会議を総括する。
- 4 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代理する。

(招集等)

第 6 条 委員会は、委員長が招集する。

- 2 委員長は、必要に応じて委員会に委員以外の出席を求め、その意見を聞き、または説明を求めることができる。

(代理出席)

第7条 委員長は、委員が事故等のため出席できないときは、あらかじめ当該委員が指定する者を委員会に代理出席させることができる。

(事務局)

第8条 委員会の事務局は健康部健康推進課に置く。

(委任)

第9条 この要綱で定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は委員長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成22年1月6日から施行する。

付 則 (平成23年4月1日23練健健第104号)

(施行期日)

1 この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の際、現に委員である者の任期は、第4条の規定にかかわらず、平成24年3月31日までとする。

付 則 (平成24年9月18日24練健健第1035号)

この要綱は、平成24年10月1日から施行する。

付 則 (平成24年11月29日24練健健第1407号)

この要綱は、平成25年1月1日から施行する。

付 則 (平成25年9月18日25練健健第1102号)

この要綱は、平成25年9月24日から施行する。

付 則 (平成26年7月8日26練健健第706号)

この要綱は、平成26年7月10日から施行する。

付 則 (平成26年9月24日26練健健第1121号)

この要綱は、平成26年9月24日から施行する。

付 則 (平成27年6月3日27練健健第452号)

この要綱は、平成27年6月5日から施行し、平成27年4月1日から適用する。

付 則 (令和元年 月 日1練健健第 号)

この要綱は、令和元年 月 日から施行する。

別表 (第3条関係)

職 名
健康部長 練馬区保健所長 地域医療担当部長 地域医療課長 医療環境整備課長 保健相談所長のうち、区長が任命した者 国保年金課長